

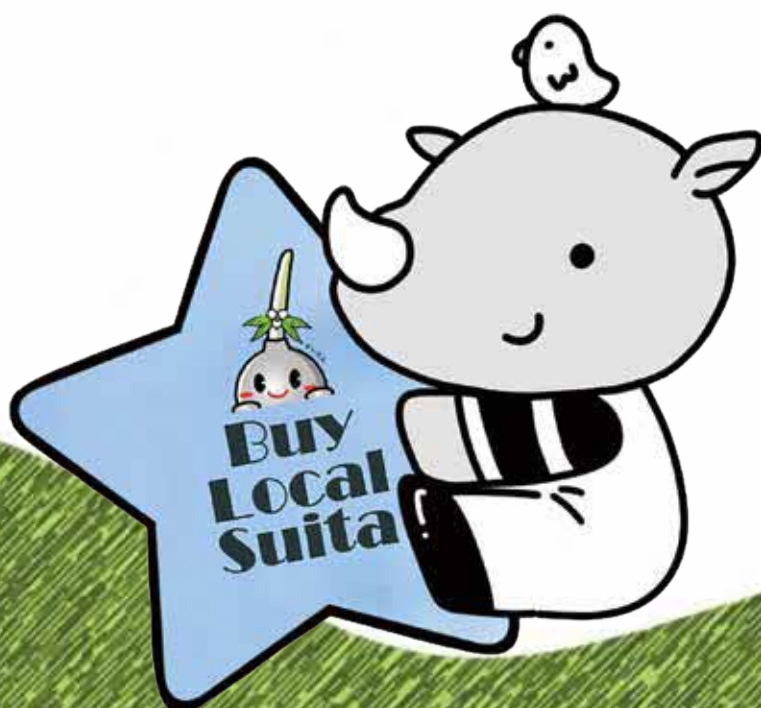
吹田市事業者支援制度一覧

便利帳

2026

吹田市の商工振興施策をご利用になる際の
手引書として各施策・制度の概要をご紹介します。

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室



はじめに

吹田市では、「新たな価値創出による地域経済の好循環の実現」を商工振興施策の基本理念として掲げ、さまざまな事業を展開しています。

本市独自の商工業活性化、創業支援、労働施策や、吹田商工会議所などの支援施策を広くご紹介するため、「吹田市事業者支援制度一覧便利帳」を発行しました。

この冊子を皆様の団体・事業所などでご活用いただき、さらなる産業の発展に向け、お力添えいただきますようお願い申し上げます。

注意点

1. 掲載されている内容を実際に利用される場合は、掲載ページのお問合せ先までご連絡ください。
2. この冊子は、令和8年3月時点で編集しました。掲載されている内容が変更される場合がありますので、ご注意ください。

この冊子は吹田市ホームページでも公開しています。

企業訪問をします（要予約）

吹田市職員が直接事業所を訪問して、支援制度のご紹介や支援策活用などのお手伝いをさせていただきます。

訪問を希望される場合は、お気軽にご連絡ください。

吹田市都市魅力部地域経済振興室
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
TEL：06-6170-7217
FAX：06-6384-1292
Mail：sanro_s@city.suita.osaka.jp

最新情報はメールやSNSから

補助金の募集告知など最新情報はメールマガジン、SNSから発信しています。希望される方は、いずれかの方法で登録してください（登録無料）。

■吹田市地域経済振興室メールマガジン

吹田市地域経済振興室までメールでご連絡ください。

Mail: sanro_s@city.suita.osaka.jp

【件名】 メールマガジン希望

【本文】 事業者名、所在地、担当者名、電話番号、メールアドレス

■吹田市公式Facebook ■吹田市公式X ■吹田市LINE公式アカウント

受信設定項目「事業者向け情報」

それぞれ吹田市アカウントに「いいね！」や「友だち追加」をお願いします。

目次

項目	掲載ページ	制度名	経営課題
事業者支援	1	中小企業ブーストアップ補助金	販路開拓
	2	中小企業WEBデザイン活用事業補助金	販路開拓
	2	中小企業デジタル化促進補助金	生産性向上
	3	中小企業人材育成支援補助金	人材
	4	知的財産権取得事業補助金	
	4	先端設備等導入計画	生産性向上
	5	中小企業セミナー	
創業支援	5	吹田市起業家交流会	
	6	開業資金融資に係る利子補給金	
	6	創業支援型事業所賃借料補助金	
	7	市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業	
企業立地支援	8	企業立地促進奨励金	
	9	地元雇用促進補助金	
	9	地元企業発注促進補助金	
	10	地元企業等共同研究開発事業補助金	研究開発
制度融資	11	吹田市小企業者事業資金融資	資金繰り
	12	日本政策金融公庫融資制度	資金繰り
	13	大阪府中小企業者向け制度融資	資金繰り

各制度に対応する主要な経営課題を記載しています。

販路開拓

販路開拓をしたい

生産性向上

生産性を高めたい

研究開発

商品・技術の研究開発をしたい

目次

項目	掲載ページ	制度名	経営課題
労働施策	14	吹田市勤労者福祉共済制度（福利厚生）	人材
	15	JOBナビすいた（求人あっせん）	人材
	16	労働相談	
	16	勤労者のための夜間労働（法律）相談	
商業活性化	17	商工業団体事業活動促進補助金	
	18	商店街等魅力向上促進事業補助金	
	19	商店街等商業共同施設設置事業補助金	
	19	商業活性化コンサルタント派遣事業補助金	
	20	経営相談	販路開拓 資金繰り 人材
	20	情報発信	
商工会議所 施策	21	すいた経営革新支援センター SaBiC	販路開拓 生産性向上 資金繰り 人材
	22	マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	資金繰り
	22	ビジネス総合保険制度と業務災害補償プラン	人材
	23	経営セーフティ共済制度	
	23	特定退職金共済制度	
	23	小規模企業共済制度	
	24	リンク集	

資金繰り

資金繰りを改善したい

人材

人材確保・育成をしたい

市内中小企業者の活性化のための支援（補助金等） について

▶生産性向上に向けた設備投資に取り組む事業者を支援します！

中小企業ブーストアップ補助金

令和8年度限定

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
活用事業

対象

市内に主たる事業所があり、
創業後1年以上の事業実績がある中小企業者

補助対象事業

市内事業所の生産性向上に資する設備投資を行う事業
※国や府、その他団体から補助金等を受けた事業及び受ける見込みのある事業は対象外です。

補助対象経費	補助金額
取得価格が20万円（税抜）以上の 設備（ソフトウェア含む）購入費 ※ 汎用品は対象外など、諸条件あり。	最大200万円 （補助対象経費の2/3以内）
設備導入に係る工事費等その他の 初期導入費 ※ 経費算入は設備総額の1/2が上限。	

事業実施期間

交付決定から令和9年2月26日（金）まで
※上記期間中に購入した設備等が対象です。

▶ 自社ホームページやPR動画の作成、SNS活用を支援します！

中小企業WEBデザイン活用事業補助金

対象

市内に主たる事業所がある
中小企業者

作成を委託する前に吹田市に申請し、吹田市の登録作成事業者に委託する必要があります。

補助対象経費	補助金額
ホームページの 新規作成・改修委託費	最大20万円 (補助対象経費の1/2以内)
PR動画の作成委託費	最大15万円 (補助対象経費の1/2以内)
SNSやWEB広告に掲載する コンテンツの作成委託費	

▶ デジタル化に取り組む事業者を支援します！

中小企業デジタル化促進補助金

対象

市内に主たる事業所がある
中小企業者

事前に、専門家の支援（経営相談）を受ける必要があります。

補助対象経費	補助金額
ソフトウェアの購入費用 システム構築にかかる外部委託費用 一定期間分を限度とするクラウド利用料 及び機器購入費用などの経費	最大20万円 (補助対象経費の1/2以内)

経営相談（予約制） 20ページをご覧ください。

▶ 中小企業者及び従業員の研修受講等を支援します！

中小企業人材育成支援補助金

対象

市内に主たる事業所がある中小企業者

補助対象経費	補助金額
次の機関が実施する研修の受講費等 ①(独)中小企業基盤整備機構(中小企業大学校) ②(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(ポリテクセンター) ③商工会議所又は商工会 ④大阪府立高等職業技術専門学校(ぎせんこう)	最大5万円 (補助対象経費の 1/2以内)
自社で企画・実施する研修に係る講師派遣料 上記①～④の機関に講師派遣を依頼したものに限り	
国家資格の取得に必要な講習の受講費	

研修機関

①中小企業大学校 「関西校」

独)中小企業基盤整備機構が運営する人材育成機関です。経営者や後継者などの方々を対象に多彩な研修メニューを提供します。



②ポリテクセンター 「JEED ポリテクセンター関西」



ポリテクセンターでは求職者の再就職を支援するための職業訓練、中小企業等で働く方々を対象とした職業訓練や人材育成等の支援を行っています。

④大阪府立高等職業技術 専門学校(ぎせんこう) 「北大阪高等職業技術専門学校」

大阪府が実施する公的職業訓練施設です。機械・金属加工、情報通信、建築設計、ビル設備、自動車・車体整備など様々な分野で活躍できる人材を育成しています。



③吹田商工会議所について
21ページをご覧ください。

国や府などの関連情報は
24ページ「リンク集」からご確認いただけます。

▶ 知的財産権の取得を支援します！

知的財産権取得事業補助金

対象

市内に主たる事業所がある
中小企業者

知的財産権を取得した日の
翌日から起算して、1年以内に
申請する必要があります。

補助対象経費	補助金額
特許権 ①出願料 ②電子化手数料 ③審査請求料 ④特許料 ⑤出願に係る弁理士費用	最大20万円 (補助対象経費の1/2以内)
実用新案権 ①出願料 ②電子化手数料 ③登録料 ④出願に係る弁理士費用	最大10万円 (補助対象経費の1/2以内)

▶ 市の認定を受けることで固定資産税の軽減等支援策を活用できます！

先端設備等導入計画

対象

吹田市内の事業所において設備投資を行う中小企業者

支援措置	支援内容
税制優遇	賃上げ方針 1.5%以上 新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り、 1/2に軽減
	賃上げ方針 3%以上 新規取得設備に係る固定資産税の課税標準を5年間に限り、 1/3に軽減
金融支援	民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用 保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証が受け られる場合があります。

市内産業の基盤づくり施策について

▶ 中小企業者向けセミナーを実施します！

中小企業セミナー

経営者、従業員、個人事業主の方を対象に、人材育成や販路開拓等のセミナーを開催します。

最新の開催情報は吹田市ホームページ、メールマガジン、SNS等からご案内します。

参加費

無料（事前申込要）

【これまでの開催テーマ】

ホームページ活用、商品写真の撮り方、
情報セキュリティ対策、生成AI活用 等

起業・創業のための支援について

▶ 起業家や起業を志す方の学びと交流を支援します！

吹田市起業家交流会

起業家や起業を志す方が定期的に集まり、学びと交流を行う場として、起業家交流会を年に4回程度開催しています。

会場

Osaka Metro江坂駅周辺
阪急吹田駅周辺

最新の開催情報は、

- ・吹田市ホームページ
- ・メールマガジン
- ・起業家交流会Facebookページ等
からご確認いただけます。



▶開業後の利子の負担軽減や経営の安定を支援します！

開業資金融資に係る利子補給金

対象

市内に主たる事業所がある
中小企業者

補助対象融資を受けた日から
2年以内に申請する必要があります。

補助対象融資制度	補助金額
① 大阪府 開業・スタートアップ応援資金	最初の約定返済から12回分の 約定返済に係る利子相当額 (約定利率が年1%を超える場合 は、年1%として計算した額)
② 日本政策金融公庫 創業支援貸付利率 特例制度	

▶新たに事業所を開設する創業者を支援します！

創業支援型事業所賃借料補助金

対象

事業を営んでいない個人

事前に市に申請し、
審査を受ける必要があります。
例年、1月頃と7月頃の
年2回募集を行います。

補助対象経費	補助金額
事業所賃借料	最大5万円×12か月間 (補助対象経費の1/2以内)

創業相談(SaBiC(すいた経営革新支援センター)) 21ページをご覧ください
届出等の諸手続きや事業計画の作成、資金調達、販路開拓など

関連情報

独立行政法人
中小企業基盤整備機構
「起業にお悩みの方へ」

あらゆる経営課題に寄り添って支援する公的機関です。

起業家や中小企業の新事業展開など、新たな一歩を
踏み出そうとしている経営者をハードとソフトの
両面からサポートします。



▶ 市役所地下1階のチャレンジショップで店舗を運営するチャレンジャーを支援します！

市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業

事業内容

市役所本庁舎内地下の未利用スペースを起業家のためのチャレンジショップ（使用料月額約12,000円と光熱水費を出店者が負担）として活用し、出店者が本格的に街で飲食業を開業する前段階として、試験的に店舗を運営することにより、起業家のための学び、実践、成長の場として利用します。それにより、起業家育成を図るとともに、本市の特性である開業率の高さ、チャレンジャーを育成するというまちのブランドをPRすることにより、地域経済の活性化を図ります。

※本事業については商業担当までご相談ください



▲ 市役所本庁舎地下チャレンジショップ

企業立地の支援（補助金）について

▶ 事業所の新設や拡張を支援します！

企業立地促進奨励金

対象

市内対象地域において事業所の新設や拡張を行う以下の事業者

- ・ 製造業又は学術・開発研究機関
- ・ 卸売業の本社（床面積についての条件があります。）

※ 土地に限り、賃借の場合も対象。

内容

事業所の新設又は拡張を行った事業者に対し、新たに課税される固定資産税の2分の1相当額を奨励金として交付します。

対象地域

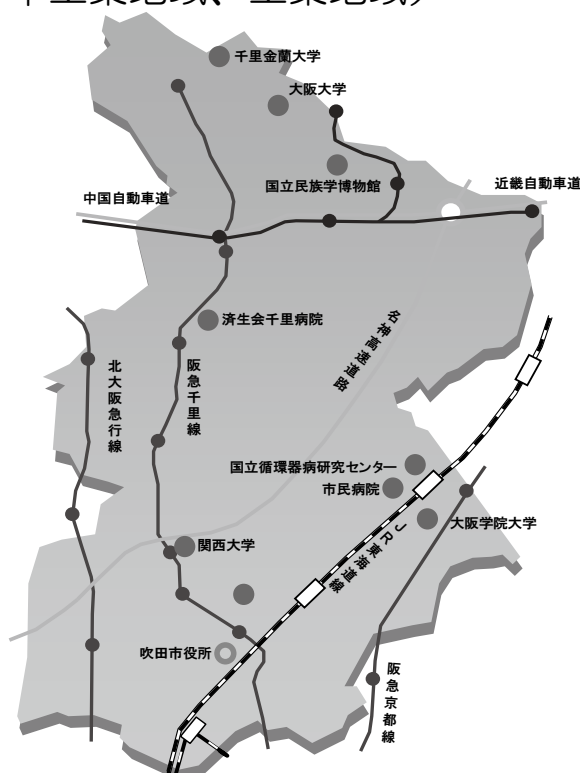
大阪大学吹田キャンパス地域、北大阪健康医療都市地域、吹田西部・南部地域（主に名神高速道路以南の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

※詳細はお問い合わせください。

奨励金の額等

新たに取得した土地、建物、償却資産に課税される固定資産税の

1 / 2相当額×5年間
(年度上限1億円)



▶ 市内で事業所の新設や拡張を行い市民を雇用する事業者を支援します！

地元雇用促進補助金

対象

市内において事業所の新設や拡張を行う事業者

対象地域

市内全域



内容

新たに市民を正規雇用した事業者に補助金を交付します。

補助対象者	<p>製造業又は学術・開発研究機関、卸売業の本社を営み、以下のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進条例において奨励金交付対象者として認定を受けた事業者 ・新たに土地及び建物を取得して床面積合計300㎡以上の事業所を立地し事業を開始する事業者 ・既存事業所の床面積を100㎡以上拡張し、かつ床面積合計が300㎡以上である事業者 <p>※ 土地に限り、賃借の場合も対象。</p>
補助内容	<p>新規雇用の市民1人につき10万円を交付（上限額500万円） （新規雇用の市民が障がい者の場合は、1人につき15万円）</p>

▶ 市内で事業所新設や拡張を行い継続的な市内発注をする事業者を支援します！

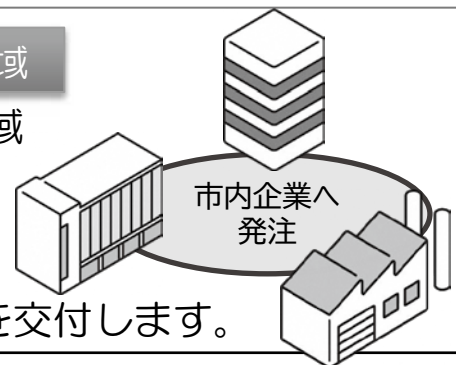
地元企業発注促進補助金

対象

市内において事業所の新設や拡張を行う事業者

対象地域

市内全域



内容

地元企業への発注をした事業者に補助金を交付します。

補助対象者	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進条例において奨励金交付対象者として認定を受けた事業者 ・新たに土地及び建物を取得して床面積合計300㎡以上の事業所を立地し事業を開始する事業者 ・既存事業所の床面積を100㎡以上拡張し、かつ床面積合計が300㎡以上である事業者 <p>※ 土地に限り、賃借の場合も対象。</p>
補助内容	<p>年間300万円を超える額の物品又は役務を発注した市内企業数1社につき50万円の補助金を交付（上限額500万円）</p>

お問い合わせ先 都市魅力部 地域経済振興室 企業振興担当 TEL. 06-6170-7217

▶ 企業連携等による新技術・新製品の研究開発を支援します！

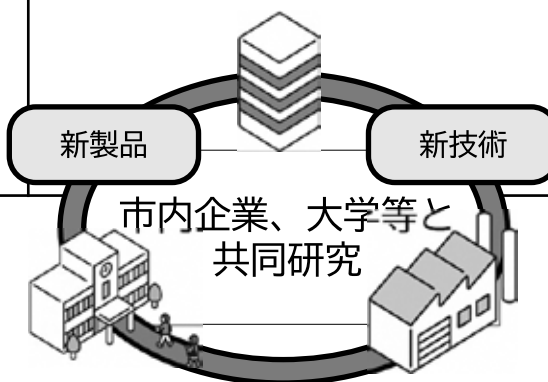
地元企業等共同研究開発事業補助金

対象

市内に主たる事業所がある
中小企業者または団体

事前に吹田市に申請し、
認定を受ける必要があります。
例年、申請受付は5～6月頃。

補助対象経費	補助金額
共同研究開発事業に係る次の経費 ①原料、副資材等の購入費 ②機械装置及び工具器具の購入、 借用にかかる費用 ③外部委託費 ④大学・研究機関との共同研究費 ⑤外部専門員等に係る技術指導費等	最大500万円 (補助対象経費の1/2以内)



関連情報

大阪府「企業誘致」

企業立地の優遇制度のご案内（補助金・税制）
大阪に立地する企業・事業所の成長をサポートします。

- 企業立地促進補助金
- 産業集積促進税制
- 成長特区税制
- 地方拠点強化税制
- 地域未来投資促進法 など



事業資金融資あっせんについて

▶ 吹田市の融資制度を紹介します！

吹田市小企業者事業資金融資

内容

仕入れ・諸経費の支払いや買掛金・手形の決済等の運転資金、店舗の改装資金、機械や車両購入等の設備資金として活用できます。連帯保証人は原則不要です（法人代表者、実質的な経営者を除く）。

利用資格	常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の個人・会社
資金使途	運転・設備資金
融資限度額	1,000万円
貸付期間	10年以内
貸付利率※	年1.35%
保証料	大阪信用保証協会の定める料率

※貸付利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に窓口でご確認ください。

受付窓口

吹田市役所 地域経済振興室 企業振興担当 または
吹田商工会議所（吹田市泉町2-17-4 TEL. 06-6330-8001）

関連制度

吹田市小企業者事業資金融資を利用した事業者に対して、その融資にかかる信用保証料と利子に対して補助する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

公的な事業資金融資制度は、大阪府制度融資や政府系金融機関（日本政策金融公庫等）の融資など多くの種類があります。融資の種類により貸出条件等が異なりますので、それぞれの融資担当窓口でご確認ください。

お問い合わせ先 都市魅力部 地域経済振興室 企業振興担当 TEL. 06-6170-7217

日本政策金融公庫融資制度

国民生活事業

(小規模企業向けの小口資金や新規開業資金、教育ローンなど)

- 一般貸付
- セーフティネット貸付
- 創業・スタートアップ支援貸付
- 企業再生支援貸付
- 事業承継支援貸付
- ソーシャルビジネス支援貸付
- その他の融資制度

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業起業の皆様への事業資金融資などを行っています。

1先あたりの平均融資残高は、約800万円と小口融資が主体です。個人企業の方も多くご利用いただいています。

【日本政策金融公庫ホームページ】

▶その他にも、各種貸付制度があります。

詳しくは、日本政策金融公庫ホームページをご覧ください。

(<https://www.jfc.go.jp>)



日本政策金融公庫
(国民生活事業)

お問い合わせ先

日本政策金融公庫吹田支店

〒564-0027

吹田市朝日町27-14 松岡ビル

TEL. 0570-068846 (ナビダイヤル)

(平日午前9時～午後5時)



関連情報

独立行政法人
中小企業基盤整備機構
「資金調達」

あらゆる経営課題に寄り添って支援する公的機関です。

中小企業の資金調達を、様々な支援で間接的にサポートします。



▶ 大阪府の融資制度を紹介します！

大阪府中小企業者向け制度融資

大阪府が金融機関の協力のもとに民間資金を活用して適切な条件で中小企業者に必要な資金を供給しようとする融資制度です。

成長支援型融資(開業・スタートアップ応援資金、小規模企業サポート資金等)やセーフティネット系融資(経営安定サポート資金等)などの融資があります。

詳しくは、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課Webページでご確認ください。

対象

府内で事業を営む「中小企業者」

※小規模企業サポート資金は、「小規模企業者」に該当する方。

申込の流れ

大阪府中小企業向け融資制度は、①府や保証協会等に申し込み、金融機関へのあっせんを受ける「あっせん方式」と、②金融機関に申し込み、当該金融機関から融資を受ける「金融機関経由方式」の2種類に大別されます。

各種申請は、各制度の申込窓口へお問い合わせください。

- 取扱金融機関
銀行・信用金庫など
- 大阪信用保証協会（千里支店）TEL 06-6835-3005
〒560-0082 豊中市新千里東町1-2-4（信用保証ビル）
- 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課（制度融資グループ）
TEL 06-6210-9508 / FAX 06-6210-9510
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎25階

関連情報

大阪府
「制度融資」

大阪府制度融資では、各種融資メニューにより、中小企業者の方の様々な資金需要に対応しています。



事業主・従業員のための労働施策について

本市では、従業員の福祉の増進と企業の振興を図ることを目的とする勤労者福祉共済制度をはじめ、市内企業を中心とした求人や企業PRを求職者へ提供するJOBナビすいたの運営、職場での様々な問題に応じる労働相談などの事業を実施しています。

1. 福利厚生のご案内

▶ 市内事業所の従業員の福利厚生事業を実施しています！

吹田市勤労者福祉共済制度

制度内容

市内の事業所と市が協力して、個々の事業所では実施や充実が困難な従業員の福利厚生の事業を行っています。事業者・従業員が掛金を、市が運営事務費の一部（人件費）を負担します。掛金については、給付、福利事業として被共済者へ有効に還元されます。

福利厚生の充実により、人材確保や人材定着にも活用いただいています。詳しくは、HPをご確認ください。



福祉共済HP

- ◇加入 … 市内に事業所があり、常用従業員の人数が300人以下の資格 事業主です。
市内に事業所があり、常用従業員の人数が300人以上の事業主の場合、非正規雇用の従業員が加入することができます。
- ◇掛金 … 従業員一人あたり月額700円（半額以上は事業主負担）
入会金は無料です。
- ◇事業 …
 - 〈給付事業〉 結婚・出産・入学祝金、災害・傷病・重度障害見舞金、死亡弔慰金、永年勤続慰労金、退会せん別金
 - 〈福利事業〉 宿泊補助、人間ドック・生活習慣病予防健診補助・スポーツ観戦・観劇・お食事券など
 - 〈貸付事業〉 厚生資金、結婚資金、災害資金、傷病資金

2. 求人あっせんのご案内

JOBナビすいた

※吹田市在住・在学・在勤の求職者の方がご利用いただける就労支援・無料職業紹介施設です。

求職者と企業の橋渡しをおこなう就労支援施設です。市内を中心とした地元企業からの求人を随時受付中です。求人票の内容のみならず、企業のPRコメントなどをまとめた「事業所インフォメーションシート」を作成し、市のホームページでの公開や、求人票だけでは伝わらない企業の魅力や職場の雰囲気や求職者に向けてPRします！

ご利用はすべて無料です！皆様からのお問合せをお待ちしています。



JOBナビすいた



ご案内事業	内容
求職者のご紹介	職業紹介アドバイザーによる丁寧なマッチングが自慢です！
採用に関する相談の受付	求人票の書き方、採用に関する企業のお悩みなど。担当制で対応します。
企業説明会・面接会の開催	企業と求職者の出会いの場を提供します。無料職業紹介所のスタッフが、企業と求職者との橋渡しをお手伝いします！
事業主の方のための雇用関係助成金の案内	雇用関係助成金を取り扱っています。（一部除く）制度の中身や受給要件等、詳しくはお問い合わせください。
就労体験事業受入協力企業募集	就労経験が乏しくなかなか就労に至らない就職困難者の就労体験の受入れ。謝礼金も支払われます。

就労体験事業



<問合せ先>

所在地：吹田市昭和町12-1

吹田市立勤労者会館（アスワーク吹田）3F

電話：06-6170-8972

（無料職業紹介所）

06-6170-6125

（相談コーナー）

FAX：06-6170-6800

開館：月曜日～金曜日、第1土曜日

11:00～19:00

（但し、第1水曜日は公休日）

お問い合わせ先 都市魅力部 地域経済振興室 労働担当 TEL. 06-6384-1365

3. 労働相談のご案内

▶ 労働問題全般について相談できる労働相談を実施しています！

労働相談

事業内容

解雇、賃金未払い、職場の各種ハラスメント、病気・妊娠・出産・育児・介護を契機としたトラブル、労災や人事労務など労働問題全般について、弁護士や社会保険労務士による労働相談を実施しています。事業主からの相談も受け付けています。

▽日時

毎週水曜日 午後1時～午後4時 ※祝日と年末年始除く
 (弁護士担当) 第2水曜日
 (社会保険労務士担当) 第1、3～5水曜日

▽場所

吹田市役所1階105番窓口 市民相談室

▽予約

06-6384-1365 (地域経済振興室) ※受付随時

▽その他

相談時間は1人30分。

勤労者のための夜間労働（法律）相談

事業内容

労働問題を含む法律全般について、弁護士による労働（法律）相談を夜間に実施しています。

▽日時

第4金曜日 午後5時30分～午後8時30分

▽場所

吹田市立勤労者会館（アスワーク吹田）

▽予約

06-6382-9101（吹田市立勤労者会館）2日から受付

▽その他

相談時間は1人30分。

※毎月1日から先着順で受付
 (但し、1日が水曜日の場合は
 2日から受付)
 ※1回6人まで

商店街活性化のための支援事業について

中小小売商業を取り巻く環境は、一段と厳しいものとなっています。商店街・小売市場の存続には、ハード・ソフト両面での充実が必要です。

しかし、多くの商店街・小売市場は、資金・情報の不足など様々な課題を抱えております。商店街・小売市場の活性化を図るため様々な支援事業を行っています。

1. 商業活性化のための補助金のご案内

▶ 市内商工業者が商工業の振興を促進するために実施する事業を支援します。

商工業団体事業活動促進補助金

対象

商工業団体

支援内容

市内商工業団体が、商工業の振興を促進するために実施する調査研究、研修、催物、広報媒体の作成及び活用、域内消費活性化に係る事業に対し補助するものです。

補助対象経費	補助率等
(調査研究・研修・講演会) 事業実施のための委託料、講師謝礼金、アルバイト賃金、調査票又は報告書の作成費、資料等の作成費等、会場借上料、交通費	補助対象経費の 1/2 上限20万円
(催物) 広告宣伝費（ポスター、チラシ、SNS等広報媒体により催物を周知するための費用）、会場費（会場借上料、会場設営費、電気工事費等）、事業実施のための委託料、リース料、アルバイト賃金、出演料、傷害保険料	
(広報媒体の作成及び活用等) ホームページの開設及び改修、SNS等広報媒体による事業の広報のための委託料、アルバイト賃金、出演料、保険料、当該広報媒体を周知するための費用（いずれも維持費用を除く。）	
(域内消費活性化) 広告宣伝費（ポスター、チラシ、SNS等広報媒体により事業を周知するための費用）、印刷製本費、リース料、アルバイト賃金、保険料、事業実施のための委託料（商品券実施に係る手数料含む）、資料作成費	

▶ 商店街等が連携をして実施するイベントやチャレンジショップ等の事業を支援します！

商店街等魅力向上促進事業補助金

対象

- ①商店街等の事業協同組合若しくは商店街振興組合又はこれらの連合会
- ②①の団体を中心として、これらの団体及び大学、NPO等が組織する団体

支援内容

商店街等が「経営改善」や「まちづくり」の視点から取り組む先導的な事業、及び空き店舗を借り上げ、多目的施設やチャレンジショップなどに活用する事業に対して補助するものです。

補助対象経費	補助率等
①ITの活用等による情報発信、地域活性化のためのイベント及び調査研究等、広域商品券の発行及び広域スタンプの実施等、オリジナル商品の開発等の実施に要する経費	①補助対象経費の3/4 上限200万円
②空き店舗を、多目的ホール、駐車場、駐輪場、チャレンジショップ等として活用する場合の改装費・備品購入費・広告宣伝費	②補助対象経費の1/2 改装費等200万円 広告宣伝費100万円



ビレッジマート吹田



吹田ジャズ・ゴスペルライブ

お問い合わせ先 都市魅力部 地域経済振興室 商業担当 TEL. 06-6170-2370

▶ 商店街・小売市場の共同施設を設置・修繕する事業を支援します！

商店街等商業共同施設設置事業補助金

対象

商店街・小売市場

支援内容

商店街等が消費者の利便に供する目的で公共公益性のある商業共同施設を設置した場合に補助するものです。

施設名	補助率（%以内）		限度額
	法人団体	任意団体	
アーチ、冷房施設、放送施設、公衆便所、防災施設、駐車場・駐輪場、街路灯・防犯灯、防犯カメラ、アーケード、カラー舗装、情報管理システム、コミュニティ関連施設	30	15	500万円

▶ 商店街等が商店街運営の改善を検討する際の事業を支援します！

商業活性化コンサルタント派遣事業補助金

対象

吹田商工会議所

【コンサルタントを商工会議所から商店街等へ派遣】

支援内容

商店街等が運営の改善などを検討する場合、その指導・助言のため吹田商工会議所がコンサルタント派遣する場合に要した費用を補助するものです。

補助率等

1 団体に対し派遣 1 回 5 万円以内。

派遣回数は年 24 回、補助限度額 1 2 0 万円以内。

お問い合わせ先 都市魅力部 地域経済振興室 商業担当 TEL. 06-6170-2370

2. その他の商業支援施策のご案内

▶ 商工業団体や市内事業者対象とした相談事業を実施しています！

経営相談

事業内容

お店や商店街、小売市場などの経営改善、販売促進、集客、資金繰り、IT業務のお悩みや起業・副業といった経営上の幅広いことについて中小企業診断士による経営相談を実施しています。

▽日時

(庁内相談) 第3木曜日 午後1時～午後5時 (IT業務以外)
(庁外相談) 第4木曜日 午後1時～午後5時 (IT業務以外)
(IT相談) 月に1回・日時は要相談

▽場所

(庁内相談) 吹田市役所1階105番窓口 市民相談室
(庁外相談・IT相談) 相談員がおうかがいします

▽予約

06-6170-2370 (地域経済振興室)

▶ 商工業団体や市内事業者へのさまざまな情報を定期的に提供しています！

情報発信事業

事業内容

■商工ニュース

市内中小企業者、商工業者に対して、国、府、市関連機関等の行政施策をPRするとともに、各種商工関連調査結果、催事等の情報を提供するためC.I.NEWS (商工ニュース) を年3回発行しています。

■商業情報すいた

商店街・小売市場へメールやFAXで商業振興に関する市からのお知らせなどを随時提供しています。

吹田商工会議所の支援施策について

1. 吹田商工会議所が実施する事業のご案内（一部）

▶ 商工会議所は起業を志す人や新しい取り組みをする事業者を応援しています！

起業&イノベーション すいた経営革新支援センター

「新しいビジネスを始めたい」「今の事業をさらに大きくしたい」など、起業を志す人や新しい取り組みをしようとする事業者を支援するため、経営支援事業の専門組織として吹田商工会議所内に「すいた経営革新支援センター（サビック）」を平成25年11月に創設。相談者の課題に対して「強みを活かす！知恵を絞る！」をキーコンセプトとし、相談者と一緒になって、課題をさぐり、目に見える形で成果を上げることが目標として、スピーディで現実的な解決を模索してまいります。ぜひご利用ください！

◇対象 起業を志す個人、新たな事業に挑戦しようとする事業者、経営上の課題をもたれている個人事業者、企業経営者など。（吹田市内で在住か、市内で事業を営まれている方、又は市内で事業を営もうとされている方）

◇予約制 あらかじめ電話で、相談日時をご予約ください。
TEL 06-6330-8001
※ご相談は無料。オンライン相談可。

◇利用時間 原則として平日の午前9時～午後5時
（但し、吹田商工会議所の休所日はご利用いただけません）

詳しくは、吹田商工会議所ホームページをご覧ください。

起業&イノベーション
すいた経営革新支援センター



▶ 吹田商工会議所へのアクセス



お問い合わせ先 吹田商工会議所 TEL. 06-6330-8001

▶商工会議所ではマル経融資制度を実施しています！

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所や商工会だけが取扱う日本政策金融公庫の特別な融資制度です。無担保・無保証人で、最大2,000万円、低金利の借入ができます。2期分の決算書をもとに、マル経の活用も含めて、最適な資金調達方法を検討しましょう！現在マル経融資の残高がある方でも、重複または借り換えのご利用ができます。

融 資 限度額	2,000万円 ※1,500万円超のお申し込みの場合、 事業計画書の作成が必要です。	利 率	年 2.40% (令和8年2月現在)
返 済 期 間	運転資金⇒10年以内 (うち据置2年以内) 設備資金⇒10年以内 (うち据置2年以内)	担 保 保証人	不 要 (保証協会・代表者保証も不要)
ご利用 対 象	① 常時使用する従業員が20人以下【商業・サービス業（宿泊・娯楽業以外）は5人以下】の事業所であること ② 吹田市内で1年以上同一事業を営んでいること ③ 確定申告を行い、所得税（法人税）・事業税・府市民税などの税金を完納していること ④ 日本政策金融公庫の融資対象業種であること ⑤ 吹田商工会議所より経営指導を受けて事業改善させていこうとする方（原則6ヶ月以上の経営指導が必要です）		

▶ビジネス総合保険制度と業務災害補償プランで事業活動リスクを包括的にカバー！

ビジネス総合保険制度と業務災害補償プラン

ビジネス総合保険制度では、賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設賠償等)リスク補償、事業休業の補償、財産、工事に関わる補償を一本化して加入できます。「補償内容の重複や漏れがないか心配」「どの保険に入ったらいいかわからない」「保険ごとの契約手続きが面倒」等の保険に関する不安や疑問を解決することができます。

業務災害補償プランでは、役員・従業員・下請労働者の方が業務中にケガをされた場合の補償および、労働災害の責任が企業にあると法律上判断された場合に発生する企業の損害賠償責任を補償します。

▶取引先の倒産などに備えて経営セーフティ共済制度の窓口となっています！

経営セーフティ共済制度（中小企業倒産防止共済制度）

取引先企業が倒産、売掛金債権等の回収ができなくなった場合、あらかじめ積み立てた掛け金の額に応じて、無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付が受けられます。掛金は税法上必要経費（個人の場合）または損金（法人の場合）に算入することができます。

▶退職金制度のない事業所向けに商工会議所が退職金制度を行っています！

特定退職金共済制度

制度内容

退職金制度のない事業所や退職金制度を単独では実施できない事業所のために、吹田商工会議所が国の承認を得て運営している制度です。この制度には、吹田市からの助成金があり、有利な給付になっています。
◇対象 … 市内に事業所を有する事業主であれば、誰でも常用従業員及びパートタイマーを加入させることができます。
◇掛金 … 常用従業員・パートタイマー1人につき、毎月1口1,000円で最高30口まで。掛金は、全額事業主負担で、1人月額30,000円までが損金又は必要経費に計上できます。

▶事業主や役員向けの退職金制度の窓口となっています！

小規模企業共済制度

制度内容

小規模企業（常時使用する従業員が20人以下、但し、商業・サービス業は、従業員5人以下）の個人事業主や会社などの役員の方が、退職されたり、事業を廃止したりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。掛金は全額が所得控除の対象となります。

リンク集

ホームページ・ツール	内容
中小企業庁	経済産業省の外局です。 中小企業の方が利用できる様々な施策を実施しています。 
ミラサポplus (中小企業庁)	 中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国のWebサイトです。
J - Net 21 (独立行政法人中小企業基盤整備機構)	中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイトです。 様々な経営課題ごとに、知りたい情報を簡単に探すことができます。 
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	 あらゆる経営課題に寄り添って支援する公的機関です。 「経営にお悩みの方へ」では ・経営の相談・デジタル化・海外展開・事業承継 ・人材育成・資金調達といった多様な支援メニューで、 中小企業の成長を応援します。
	「起業にお悩みの方へ」では 起業家や中小企業の新事業展開など、 新たな一歩を踏み出そうとしている経営者を ハードとソフトの両面からサポートします。 
特許庁 「中小企業の皆様へ」	 中小企業・大学など裾野の広い産業財産権活用を 図るため、手数料の負担軽減、知財活用の支援、 知財管理体制の強化支援、産学官連携の推進など、 様々な取組を行っています。
MOBIO ものづくりビジネス センター大阪	大阪府と（公財）大阪産業局が連携して運営する 「府内ものづくり中小企業の総合支援拠点」です。 国内最大級の常設展示場、ビジネスマッチング、 販路開拓、産学連携相談、知的財産活用、セミナー 開催など、総合的な支援を行っています 
大阪府よろず支援拠点	 国が全国に設置した何度でも繰り返し安心して ご利用いただける「無料経営相談所」です。 創業・起業から、中小企業・小規模事業者の皆さまの 売上拡大、経営改善、事業承継など、あらゆる経営上 のお悩みに対応しています。
大阪府 「中小企業の事業継続計画 (BCP)」	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に 遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に とどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧 を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時 における事業継続のための方法、手段などを取り決め ておく計画のことです。 
公益財団法人 大阪産業局	 中小企業や起業家の課題解決のため、創業・スタートアップ、人材戦略、販路開拓、国際化、ものづくり、技術力強化などの支援テーマに対応できる事業を行っています。 「国際ビジネスサポートセンター」など無料相談も受付中。

吹田市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 特定連鎖化事業 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業（サービス業に属する事業を含む。）をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
- (5) 経済団体等 商工会議所、農業協同組合その他の市内における産業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会をいう。
- (6) 大型店 店舗面積の合計が500平方メートル以上である建物をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策（以下「産業施策」という。）を行うことにより推進されなければならない。

- 2 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。
- 3 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

(産業施策の方針)

第4条 産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。

- (1) 創業の支援及び事業者の定着の促進を図ること。
- (2) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。
- (3) 日常生活を支える地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援することにより、地域の商業の魅力の向上を図ること。
- (4) 環境と調和のとれた都市型工業の推進を図ること。
- (5) 消費地に近い特性を生かすとともに、農地の持つ多面的な機能を活用した都市にふさわしい農業の振興を図ること。
- (6) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を市の内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。
- (7) 人の交流の促進並びに情報の発信、収集及び共有の機能の強化を図ること。
- (8) 産業を担う人材の育成を図ること。
- (9) 地域からの雇用の促進及び継続に対する支援を図ること。
- (10) 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (11) 小規模企業者の経営の状況に応じた支援を図ること。

(市の役割)

第5条 市は、基本理念に基づき、必要な調査を行い、産業施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、産業施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、産業施策の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の教育機関との連携及び協力に努めるものとする。

（事業者の役割）

- 第6条 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者（特定連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）を含む。）は、商店会（当該商店街又は小売市場において事業を営む者の組織する経済団体等をいう。以下同じ。）へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 市内において大型店を運営する者は、経済団体等に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。
- 4 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。
- 5 市内に加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者は、当該加盟者に対して第2項の規定を遵守するよう指導するとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

（経済団体等の役割）

- 第7条 経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

（市民の役割）

- 第8条 市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとともに、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

（会議の開催等）

- 第9条 市長は、産業施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。
- 2 市長は、産業施策の実施状況を公表するものとする。

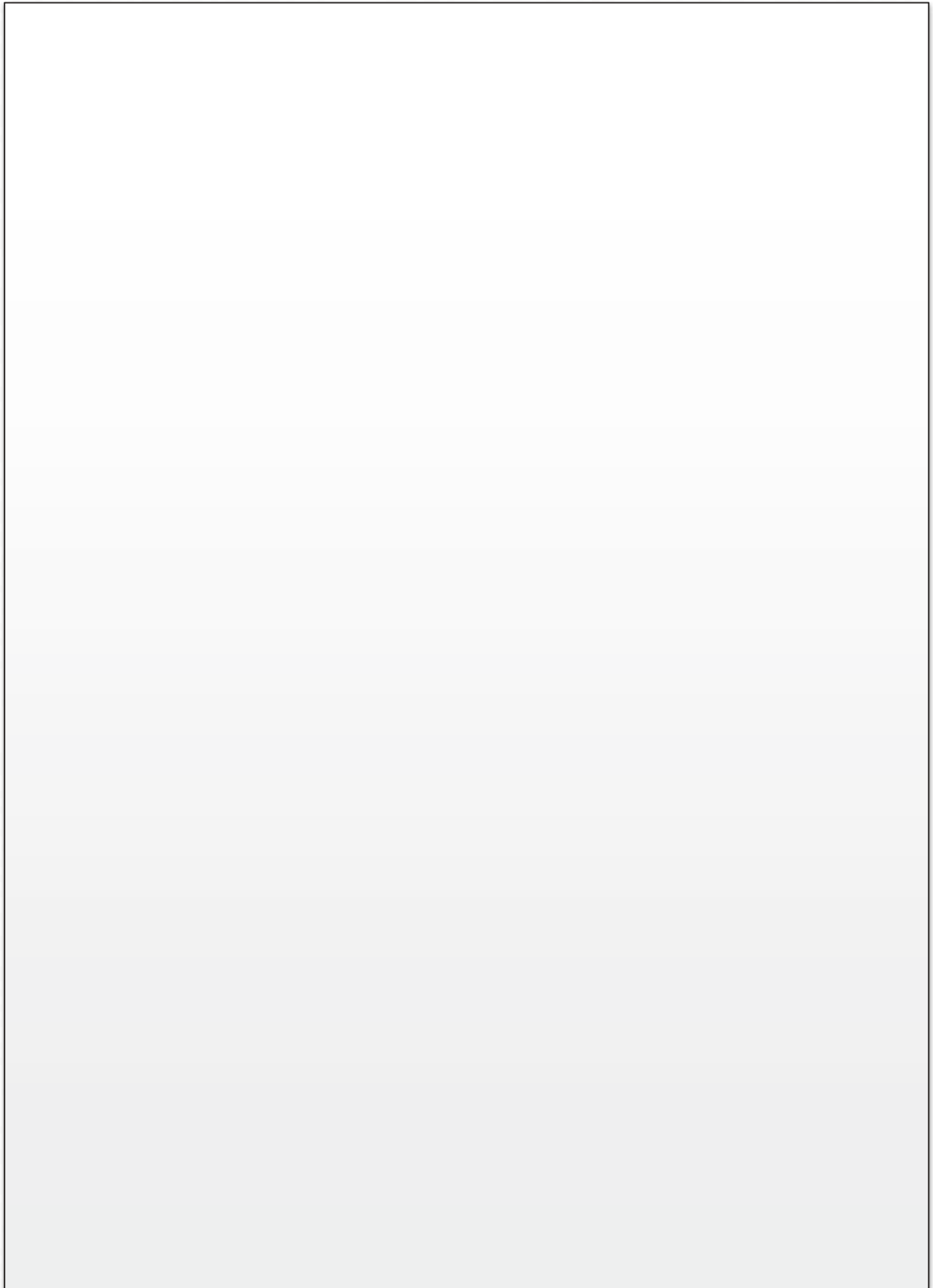
（委任）

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

MEMO



関係機関一覧

名称	電話番号	所在地
JOBナビすいた (吹田市無料職業紹介所)	06-6170-8972	〒564-0028 吹田市昭和町12番1号 吹田市立勤労者会館(アスワーク吹田)3F
吹田商工会議所	06-6330-8001	〒564-0041 吹田市泉町2-17-4
すいた経営革新支援センター SaBiC(サビック)		
吹田税務署	06-6330-3911	〒564-8515 吹田市片山町3-16-22
大阪府商工労働部金融課	06-6210-9508	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階
大阪信用保証協会 千里支店	06-6835-3005	〒560-0082 豊中市新千里東町1-2-4 信用保証ビル
日本政策金融公庫 吹田支店	06-6319-2061	〒564-0027 吹田市朝日町27-14 松岡ビル
大阪府よろず支援拠点 (公益財団法人大阪産業局)	06-4708-7045	〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階(公財)大阪産業局内
大阪産業創造館	06-6264-9800	〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5
大阪府産業デザインセンター	06-6210-9491	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎25階
中小企業大学校(独立行政法人中 小企業基盤整備機構近畿本部)	06-6530-0029	〒541-0052 大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング17階
ポリテクセンター関西(独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部)	06-6383-0949	〒566-0022 摂津市三島1-2-1
ハローワーク淀川	06-6302-4771	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11

吹田市事業者支援制度一覧 便利帳2026

令和8年4月発行

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

電話:06-6384-1356 FAX:06-6384-1292

発行部数 1,000部 1部単価 107.8円

本冊子は吹田市
ホームページにも
掲載しているよ★



吹田市イメージキャラクター
すいたん



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。